

いま求められるマネー・ローンダリング およびテロ資金供与対策(中)

信託業界・資金移動業界編

金融庁 総合政策局

リスク分析総括課 金融証券検査官

宮田 穰

正木 洋輔

信託業界

信託とは、委託者が信託行為（信託契約や遺言など）により、受託者（信託業者など）に対し、金銭や土地などの財産にかかる財産権の名義や処分権などを移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従い、受益者のために当該財産（信託財産）の管理・処分などを行う制度である。

信託業務については、2004年12月に信託業法の改正に伴い、受託可能財産の制限が撤廃され、特許権や著作権などの知的財産権についても受託できるようになったことや、これまで信託兼営金融機関（兼営

法に基づく認可を取得した金融機関）に限定されていた信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者も信託業に参入することが可能となった。その他、信託契約代理店制度が設けられたことにより、信託サービスを利用できる窓口が広がった。さらに、06年12月に信託法が成立し、新しい信託類型として自己信託（信託法3条3号所定の方法によってする信託）が認められることとなった。

信託では、委託者から受託者への信賴が前提となっていることから、委託者および受益者の保護を図るため、信託の受託者には、善管注意義務や忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せられている。

18年6月1日現在、信託業（受託者が委託者などの指図に基づき資産を管理するなどの「管理型信託業」も含む）を営むことができる事業者は65社であり、その企業形態や規模はさまざまである。

信託業界における ML/FTリスク

信託業務におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、ML/FT）リスクに関しては、犯罪収益移転危険度調査書（以下、NRA）などにおいて、信託は、財産に係る各種権利を移転させるものであることに加え、信託前の財産を信

託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数および財産権の性状を変える機能を有していることから、違法な収益の起源を隠蔽することなどを目的とした犯罪による収益の移転に悪用されるおそれがあるとされている。

なお、信託銀行においては、預金取扱金融機関と同様のサービスを提供しており、独自にコルレス契約を締結している銀行もあることから、信託業務に加え、幅広い範囲でのML/FTリスクにさらされている。

ML/FT対策の現状

18年3月より各社から金融庁が報告を受けた、各社の取引実態およびML/FT対策（以下、AML/CFT）の実施状況といった定量・定性情報からは、取引開始時にスキーム図を徴求する方法などにより、信託スキーム、信託目的、契約金額の妥当性、信託関係者の相互関係などの信託契約の詳細を確認したうえで受託するかどうかを判断するという入口段階での取組みや、委託者に対する継続的な顧客管理措置について、委託者ごとにリスクレベルを設定し、リスクレベルに応じて顧客情報の確認頻度などを調整するといった取組みが一部の会社において実施されていることが認められた。これらはリスクベース・アプローチ（以下、RBA）の観点から有効な取組み

であり、参考にされたい。

また、RBAの実践にあたっては、特定事業者作成書面等（以下、リスク評価書）の作成がまず第一歩であるところ、リスク評価書の作成状況および分析の深度については、各社において濃淡が見られた。例えば、リスク評価書の作成に至っていない事例や、これを作成していてもNRAに準じた形式的な記載にとどまり、自社の特性を反映していない事例が認められた。その一方で、自社の取り扱う各信託商品の特性について個別に分析のうえ、リスクの特定・評価を行い、リスク評価書を作成している好事例も見受けられた。

AML/CFTの課題

以上に述べた現状に鑑みると、各社におけるRBAのさらなる実践が課題として挙げられる。自社が取り扱っている商品・サービス、取引形態、顧客属性、国・地域などの要素を網羅的に抽出し、リスクの特定・評価を実施して自社における高リスク取引などを洗い出し、リスクに見合った低減措置について検討を行うことが肝要である。特に、信託取引は工夫次第でさまざまなスキームを構築することができ、各社において取扱商品ごとの特性を踏まえた対応を行うことが一層重要となる。

また、リスク評価書は一度作成すれば完

成するというものではなく、日々変化する情勢を踏まえ、その内容を更新していくものである。したがって、各社においては、AML/CFTへの感度を高く持ち、幅広く情報収集活動を行うとともに、収集した情報などを踏まえて自社の管理態勢を高度化し、RBAを実践していく必要がある。その際には、経営陣が主体となつて、全社的に取組みを進めることが重要である。

情報収集に関しては、業界団体などの役割も重要である。「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、業界団体などに対し、業界の特性を踏まえながら、傘下金融機関などへの情報提供やAML/CFTの高度化に係る支援などを実施していくことを求めている。信託業界全体としてのAML/CFTへの意識を醸成するためには、業界団体なども含めて官民一体となり情報還元などに取り組んでいく必要がある。

資金移動業界

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が100万円に相当する額以下の為替取引を業として営むことを指す。資金移動業を営む者は、資金決済に関する法律に基づき、事前に登録を受ける必要がある。登録事業者は、国内上場会社の関連企業・独立系企業・外資系企業の日本法人

などを含み、企業形態・規模はさまざまである。

資金移動業には大きく分けて三つの類型が存在する。①依頼人が資金移動業者の店舗において送金を依頼し、受取人が別の店舗で現金を受け取る方法（営業店型）、②依頼人が資金移動業者のWEBページなどで作成したアカウントから、受取人のアカウントとの間で送金を実施する方法（インターネット・モバイル型）、③資金移動業者がカードを発行し、依頼人はカードに金銭をチャージしたうえで海外などへ移動し、現地提携先のATMなどから現金を引き出す方法、または、依頼人が店舗で証書を購入し、その受取人が証書を店舗で提示し現金を受け取る方法（カード・証書型）が挙げられる。このように、ビジネスモデルも資金移動業者によってさまざまであり、前述の企業形態や規模とも組み合わせれば、企業属性は非常に多岐にわたる。

資金移動業界におけるML/FTリスク

資金移動業の取り扱う商品・サービスは、比較的安価な手数料で送金・決済が可能であることから、外国人による海外送金などにも利用されている。こうしたことから、法制度や取引システムの異なる外国への犯罪収益の移転を容易にし、その追跡可能性

を低下させる危険性ははらんでいる。

資金移動業者における事業プロセスとして、預金取扱金融機関に送金を委託する形態と、独自の送金・決済を行う形態が存在する。後者のケースでは、例えば、日本のA店舗で送金を受付したX社が、同社の海外のB店舗に電話で連絡を行い、海外の受取人がB店舗で現金を受け取る場合などが想定される。こうした場合、預金取扱金融機関における確認や、SWIFTなどのシステムの通過を欠くため、取引時確認や顧客管理措置を十分に講じないときには犯罪者が比較的簡単にML/FTを行う機会を与えるだけでなく、その追跡も困難になってしまう可能性が高い。

また、資金移動業者が代理店を使用する場合、さらに注意が必要である。かかる場合には、資金移動業者本体にとっては顧客との関係は非対面となり、資金移動業者による顧客・取引の管理が限定的になる可能性がある。この点を踏まえ、自社の管理態勢だけでなく、代理店に対しても適切な管理態勢の整備・実施を求める必要がある。

非対面取引については、他にも、インターネット・モバイル型やカード・証書型の取引の場合にも特に注意が必要である。例えば、顧客は最初にアカウントを作成した後、資金移動業者とは非対面で、インターネットを介して、また、カード・証書を利用して取引が実施できてしまう場合がある。

こうした観点から、取引開始以降の継続的な顧客管理措置やシステムによる取引モニタリングなどの対応が重要になる。カード・証書型の取引の場合は、持ち運びが容易であり、無記名の場合は発行者の知らない場所やタイミングで他者への譲渡が可能であることから、犯罪者への資金の移転に利用されやすい。

なお、NRAによれば、最近では資金移動サービスを悪用したマネーミュール（注）による新しい手口が、インターネットバンキングに係る不正送金事犯に関連し発生している。例えば、フィッシングやコンピュータ・ウィルスの利用により、インターネットバンキング利用者の個人情報や盗取・不正アクセスし、預貯金を別の口座に移したうえで、資金移動サービスを悪用し、マネーミュールにより海外へ送金するといった事案が発生している。

AML/CFEの課題

資金移動業者においても、他業界と同じくRBAで管理態勢を高度化すべきであるところ、その基礎となるリスクの特定・評価が十分でない事例が散見される。リスクの特定・評価はRBAの出発点であり、これを十分に実施しなければ実効性あるリスク低減措置に結び付かない。例えば、カード・証書型のビジネスモデルであるにもか

かわらず、リスク評価書において、カードの運搬が容易なことや発行者が知らないうちに第三者に譲渡できることに触れていないケース、国・地域の観点で送金相手国の制裁対象該当性のみ分析しているケースなど、分析の深度に疑問が残る事例が見られる。こうした分析の深度は、事業者における自社のリスクの理解度を端的に示すものだが、FATFによる他国への相互審査報告書でも、資金移動業者のML/FTRリスクに対する理解が十分でないことを指摘するコメントがある。例えば、ノルウェーの相互審査報告書において「資金移動セクターにおける高いML/FTRのリスクのレベルを勘案すれば、リスクに対する理解や管理実施に係るレベルは低く、深刻な懸念がある」旨が指摘されている。こうした点を踏まえても、事業者自身がリスクの特定・評価の重要性を十分に理解したうえで、深度ある分析を行う必要がある。

また、資金移動業者のコア事業に当たる送金・決済業務に関する管理態勢については、多くの事業者で課題が認められる。特に犯罪による収益の移転防止に関する法律で実施が義務付けられている取引時確認の項目について、ML/FTRリスクを低減するための基本的事項であるにもかかわらず、規則・マニュアルなどで規定していない事業者が散見される。運用上の対応にとどまらず、職員による一貫した対応のために規

程の整備などの管理態勢の高度化が必要である。

さらに、社内規程を整備していたとしても、その趣旨・内容がしっかりと職員に浸透して実施されているか、顧客管理措置を通じて確認した事項が適切に記録・保存され、分析可能な状態で保管されているかなど、運用面についても深度ある分析を実施し、態勢強化を図っていく必要がある。

こうした検証についての基本的な考え方や手法は、業界ごとに大きく変わらず、他業態の金融機関の取組みを参考とすることも考えられる。特に、資金移動業者は海外も含めた送金・決済業務を取り扱うという点で、預金取扱金融機関と提供する商品・サービスが共通する面があることから、当該機関における対応を参考とすることも有用である。

こうした送金・決済取引における異常な取引の検知や、取引の傾向分析を行うためには、ITシステムの活用が重要であり、その取引量などによって評価される個社の固有リスクに応じて、異常取引をモニタリングするシステムの導入や、その効果的な運用を検討すべきである。この点、資金移動業者においてはすでにシステムを導入済みである事業者が多いが、モニタリングの対象としている取引の範囲、定期的な見直しの状況、疑わしい取引の届出態勢などについて高度化の余地を大きく残している。

事業者においては、システム導入の目的・導入後のフォローアップにも配慮しつつ、システムの活用を行うことが求められる。

(注) メールや求人サイトなどを通じて募集した者に犯罪による収益を送金させるなど、第三者を犯罪による収益の運び屋として利用するマネー・ロンダリング手法の一つ。

(なお、本稿において意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、所属する組織の見解を示すものではない。)

みやた じょう

05年大阪大学法学部卒、都市銀行に入行。法人営業、リスク管理業務に従事。18年4月より現職。AML/CFTに関する企画業務などに従事。

まさき ようすけ

07年横浜市立大学商学部卒、協同組織金融機関に入庫。営業店および本部にて、営業業務、事務企画、営業推進企画業務に従事。18年4月より現職。AML/CFTに関する企画業務などに従事。